

平成26年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会・議事録

日 時 平成26年 9月26日(金)
午後7時00分～8時00分
場 所 石狩市役所5階 第2委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 部長あいさつ
- 4 会長・副会長選出
- 5 諮問
(1) 石狩市国民健康保険税の賦課限度額改定について
- 6 審議
(1) 資料説明
(2) 審議
- 7 議題
(1) 平成25年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて(報告)
- 8 その他
- 9 閉 会

出席者(9名)

会 長	内 田 博	副会長	辻 義 和
委 員	寺 尾 桂 子	委 員	鈴 木 玲 子
委 員	大黒谷 充	委 員	我 妻 浩 治
委 員	清 水 康 博	委 員	奥 山 勲 司
委 員	長 瀬 博 明		

欠席者(1名) 委 員 高 松 雄一郎

事務局(6名)

健康推進担当部長	我 妻 信 彦	国民健康保険課長	新 岡 研一郎
納税課長	東 邦 彦	国保担当主査	富 木 則 善
国保担当主査	青 山 昌 弘	納税担当主査	吉 田 恵

傍聴者 なし

《平成 26 年度第 1 回石狩市国民健康保険運営協議会》

開 会（19：00）

○事務局（新岡課長）

本日は大変ご多忙にも関わらず、お集まりをいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから「平成 26 年度第 1 回石狩市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております国民健康保険課長の新岡と申します。よろしくお願い申し上げます。

初めに平成 26 年度の組織改編についてご報告申し上げます。これまでの健康推進室が廃止され保健福祉部に一本化される組織改編が行われました。そして国民健康保険課、保健推進課、スポーツ健康課を所管する部長として、新たに我妻が健康推進担当部長となっておりますので、ご報告いたします。

さて、本日の協議会は、会議次第の「4. 会長・副会長選出」まで、私の方で進行をさせていただきます。

初めに、会議次第の「2. 委嘱状交付」ですが、あらかじめ、お手元に委嘱状をお配りいたしましたので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成 28 年 5 月 31 日までの 2 年間となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会議次第の「3. 部長あいさつ」でございますが、あいにく本日は市長が所用により欠席しておりますので、代わりまして保健福祉部健康推進担当部長の我妻よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（我妻部長）

皆さん今晚は、健康推進担当部長の我妻でございます。本来であれば、市長からご挨拶を申し上げるところでございますが、あいにく所要で出席できませんので、大変僭越でございますが、私から一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、平日の夜間、また、お仕事等で大変お疲れのところ、本協議会にご出席頂きまして、誠に有難うございます。また、この度、本協議会委員の委嘱にあたりましては、公私ともに大変ご多忙のなか、快くご承引賜りましたことにも、改めて厚くお礼を申し上げる次第でございます。

それでは始めに、私から、国における最近の国民健康保険制度をめぐる情勢などについて申し上げたいと存じます。

国民健康保険は、国民皆保険制度の最後の砦として、市民の医療の確保と健康の増進に大きな役割を担っておりますが、今日の国保財政は、制度の構造的問題を抱え、ますます脆弱化する中で、その抜本的な改革が強く求められてきたところであります。

こうした中、昨年 12 月には「社会保障制度改革国民会議」の審議の結果を踏まえ、平成 29 年度を目途とする国保財政運営の都道府県移行を含めた「社会保障制度改革プログラム法案」が成立し、本年 1 月末からは、国と地方の協議が始まり、平成 27 年の通常国会への改正法案の提出をめざしていくことが確認されております。

この国保の都道府県化は、市町村国保にとって積年の課題である「医療保険制度の一本化」への第一ステージとして大いに期待をしている一方、本市にとりましては、多額の累積赤字を抱えている現実を直視しますと、その累積赤字の解消を含めた国保財政の健全化は、喫緊の課題であり、必須の取り組みであると認識をしているところであります。

本市ではこれまで、厳しい国保財政の現状を踏まえ、平成 22 年度にスタートいたしました「国保経営健全化計画」の着実な実行を基本とし、「保険税収納対策」や「医療費適正化」の推進など、収支両面にわたる取り組みを進めて参りました。結果として、過去最大 12 億円を超えた赤字は、平成 25 年度末で約 8 億 3,000 万円まで減少いたしました。一般会計からの繰入に依存する体質は未だ改善されず、

赤字補填を除く、実質的な単年度収支では赤字が続いているのが現状です。

また、本市の国保財政の健全化につきましては、平成 26 年度をもって第 1 次経営健全化計画期間が終了致しますことから、国保都道府県化を含めた国の動向を念頭におきながらも、引き続き単年度収支の黒字化と累積赤字の解消を目指し、27 年度以降の次期計画の策定に取り組むこととなります。今後具体的な内容が決まり次第、本協議会に諮問させていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、このように逼迫した厳しい状況にある、本市の国民健康保険が、今後とも安定的かつ持続可能な制度として、運営・維持できますよう、貴重なご提言、更には活発なご議論を頂けますよう、重ねてお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日は、宜しくようお願い申し上げます。

○事務局（新潟課長）

次に、会議次第の「4. 会長・副会長選出」に入ります前に、本日は、委嘱後初めての協議会でございますので、委員の皆様それぞれ自己紹介をお願いしたいと存じます。大変恐縮ですが、長瀬委員から順にお願いいたします。

○長瀬委員

溪仁会健康保険組合の長瀬でございます。3 月まで札幌社会保険総合病院の方におりまして、その前は社会保険庁にいました。保険とはなかなか離れられないというような状況でございまして、私ども被用者保険の方もかなり財政が厳しい、前期高齢者の納付金や後期高齢者の支援金が被保険者からいただいた保険料の半分くらいを占めているというようなことで、全国 2,400 程健康保険組合がございしますが、どこも財政が逼迫しているということで、国保と同じような財政状況にあります、被用者保険の最後の受け皿ということでございますので、私どもも協力してお互いに事業計画等で打合せ等参考になることがあれば、よろしくお願いしたいと思います。今後よろしくお願いいたします。

○清水委員

石狩の花川薬局の清水と申します。札幌薬剤師会の北支部の副支部長をさせていただいています。よろしくお願い致します。

○我妻委員

わがつま小児科の我妻です。石狩医師会の会長をしております。今後ともよろしくお願い致します。

○辻委員

元道職員の辻でございます。何期かこの協議会の委員を務めさせていただいております。よろしくお願い致します。

○内田委員

藤女子大学の内田と申します。大学では社会保障論を担当しております。私も 4 期目となり結構長くなりました。よろしくお願い致します。

○奥山委員

石狩市の民生委員児童委員連合協議会の奥山でございます。民生委員は 7 年ほど専任をいたしているところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○寺尾委員

2 期目になります寺尾桂子でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

初めて参加させてもらうこととなりました鈴木玲子と申します。一般主婦です。よろしくお願いいたします。

○大黒谷委員

花川北の大黒谷充と申します。市役所の相談室とかカウンセリングクラブで相談を受けています。病

気の方々がたくさんいらっしゃるので、よく勉強したいと思っています。よろしくお願いします。

○事務局（新岡課長）

ありがとうございました。全員で 10 名の委員の皆様でございますが、本日、高松委員におかれましては、所用により欠席されるとのご連絡をいただいておりますことをご報告いたします。次に、事務局職員から、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

○事務局（我妻部長）

健康推進担当部長の我妻でございます。4 月から担当部長として勤務しておりますけれども、保健福祉部の方には平成 14 年から 10 年間ほどおりまして、国保の方は初めてでございますけれども、今回の委員のみなさまの中には以前から顔見知りと言いますか、お世話になった方々も多いので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（東課長）

納税課長の東と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（富木主査）

国民健康保険課で課税の担当をしております富木と申します。よろしくお願いします。

○事務局（青山主査）

4 月から国民健康保険課の運営担当主査となりました青山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（吉田主査）

納税課納税担当主査の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（新岡課長）

改めまして国民健康保険課長の石狩と申します。現在の職に就いて今年で 4 年目となっております。よろしくお願いいたします。以上でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、会議次第「4. 会長・副会長の選出」でございますが、役員は、石狩市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 1 項の規定に基づく会長と、同条第 2 項の規定に基づく、会長に事故があるときに、公益を代表する委員の中から職務代理を務める副会長の選出となります。

なお、副会長につきましては、協議会規則第 4 条で、公益を代表する委員の中から選出することが定められておりますことから、内田委員、奥山委員、辻委員のお三方からの選出となります。役員の選出方法でございますが、お許しをいただけるのであれば慣例によりまして、事務局で用意した案を提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、事務局案を申し上げます。会長に公益代表 内田博様、副会長に公益代表 辻義和様でございます。この案でいかがでしょうか。

（異議なしの声）

ご異議が無いようですので、会長に内田博様、副会長に辻 義和様、よろしくお願い申し上げます。

次の議事に入ります前に、本日の協議会は、石狩市国民健康保険条例第 2 条に規定する委員の過半数が出席されており、石狩市国民健康保険運営協議会規則第 5 条第 2 項の規定に基づき成立していることをご報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行につきましては、石狩市国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定により、会長をお願いしたいと存じます。内田会長よろしくお願いいたします。

○内田会長

ただいま会長にご指名をいただきました内田でございます。委員の皆様におかれましては、引き続き再任された方、新たに委員となられた方、それぞれいらっしゃいます。私も、これで 4 期目ということになりましたが、これからまた新たな気持ちで務めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様ど

うぞよろしくご協力の程お願いいたします。

この運営協議会は、市長の諮問機関という位置付けになっておりますので、過去においては、保険税の税率改正などの重要案件の審議なども行っているところです。今回、会長としての重責を担うこととなりましたが、委員の皆様のご協力・ご理解をいただきながら、円滑な議事進行に努めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

また、本日は、まず審議案件として「石狩市国民健康保険税の賦課限度額改定について」の諮問をいただき、事務局から提出されている資料の説明を受けまして、その後に審議を行います。続いて、国保会計の平成 25 年度決算見込みの概要につきまして報告を受けたいと思います。委員の皆様におかれましては、宜しくご協力をお願いいたします。

○事務局（新岡課長）

それでは、本日の審議案件「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」、本運営協議会に諮問をさせていただきます。本来であれば、諮問書は田岡市長から直接お渡しすべきところではありますが、代理といたしまして、健康推進担当部長の我妻よりお渡しさせていただきます。

○事務局（我妻部長）

代読させていただきます。平成 26 年 9 月 26 日石狩市国民健康保険運営協議会会長内田博様、石狩市長田岡克介代読、「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」

このことについて、石狩市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。諮問案件、石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○内田会長

それでは、議事に入る前に、今回、諮問案件がございますので、会議録署名委員の指名をさせていただきます。寺尾委員と奥山委員のお二人をお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」を議題と致します。なお、議題は石狩市国民健康保険運営協議会会則第 3 条の協議事項、市長の諮問に応じて答申するもののうち、第 2 項国民健康保険税に関することとなります。それでは、事務局から資料が提出されておりますので、説明をお願いいたします。

○事務局（新岡課長）

それでは、「石狩市国民健康保険税の賦課限度額の改定について」、事務局よりご説明をさせていただきます。担当主査の富木からご説明申し上げます。

○事務局（富木主査）

富木でございます。資料の説明に入る前に、新しく委員となられた方もいらっしゃいますので、まず国民健康保険税の課税の仕組みについて簡単にご説明したいと思います。

お手元に配布しました「国保の保険税」というパンフレットの 1 ページ目をお開きください。はじめに保険税の決まり方ということで記載していますが、国民健康保険税は世帯の被保険者、加入者ということになりますが、世帯の加入者の所得に応じて課される所得割、世帯の加入している人数に応じて課される均等割、世帯に課税される平等割で構成されています。この所得割、均等割、平等割にはそれぞれ医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、こちらは 40 歳以上 65 歳未満の方になりますが、この 3 つで課税され、こちらを全て合計したものが国民健康保険税となります。国民健康保険税には課税の上限額が設定されていまして、こちらが本日の諮問させていただいた内容になるのですが、表の右端に課税限度額とあります。これは医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分でそれぞれ算定した結果、この額を上回る場合は、これ以上課税しませんという課税の上限となるものです。この限度額が現在 77 万円となっているところでございます。この他軽減措置など細かい制度もございますが、詳細については、後ほどこのパンフレットをご一読していただければと思います。簡単ではありますが、課税

の仕組みについて説明を終わらせていただきまして、次に本日、諮問させていただいた国民健康保険税の賦課限度額改定について、資料に基づき説明させていただきます。

はじめに、1 ページ目の「1」国民健康保険税の限度額改定に伴う経過についてですが、こちらにつきましては、石狩市の現在の賦課限度額に至った経過を示しております。これまでの賦課限度額の推移については①の「石狩市の賦課限度額の推移」の表の一番下にお示ししていますが、平成 21 年度以降段階的に引き上げてきており、平成 24 年度から現在の 77 万円となっているところであります。

なお、地方税法に定められる法定限度額については②の「法定限度額の推移」の表の一番下にお示しておりますが、平成 21 年度から段階的に引き上げてきており、平成 23 年度以降、77 万円となっているところでございます。

次に 2 ページ目の「2」賦課限度額改定の趣旨でございますが、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図る観点から、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 26 年 3 月 31 日に公布、平成 26 年 4 月 1 日に施行されたところでございます。

この改正により、国民健康保険税後期高齢者支援金分の課税限度額の法定限度額が 14 万円から 16 万円に、同じく介護納付金分の法定限度額が 12 万円から 14 万円に引き上げられたところでございます。本市におきましてもこの地方税法施行令の改正に基づきまして、表①の改定案にお示ししておりますが、平成 27 年度の賦課分より高齢者支援金分及び介護納付金分の限度額を各 2 万円引き上げ、限度額の合計を 81 万円とする改定を行おうとするものであります。

次に表の②になりますが、管内の他市の状況を載せています。管内の他市の状況をみますと、国保税としている札幌市及び千歳市については平成 26 年度から適用しており、国保税としている恵庭市、江別市、北広島市につきましては、今後条例改正を提案し、平成 27 年度から改正する予定と確認しております。

次に 3 ページになりますが、こちらは参考資料としまして、ただいま説明しました地方税法施行令の一部を改正する政令の新旧対象の条文を抜粋したものとなっております。

続きまして 4 ページになりますが、こちらも参考資料としまして、平成 26 年度の課税をベースに限度額が引き上げられることによる影響について世代別、所得基準別に示しております。表の見方につきましては、縦が国保税を課税する際の所得基準、横が各世代別の世帯数と今回の改正により影響を受ける世帯を「うち影響世帯数」としております。

40 歳代世帯を見ていただきますと、総所得のない者～80 万円以下の世帯は 594 世帯おり、限度額改正により影響を受ける世帯は 0 となります。同じく 40 歳代世帯で 500 万円を超え 600 万円以下の世帯をみていただきますと、世帯数は 11 世帯で影響を受ける世帯は 5 世帯となります。

石狩市全体としましては、表の 2 段目の最後に世帯合計として記載していますが、10,230 世帯のうち影響を受ける世帯は 151 世帯となります。国民健康保険加入世帯のうち改正の影響を受ける世帯の割合は表の下※1 に記載していますが約 1.47%となります。また、今回の改正による税の影響額ですが、表の下※2 に記載しておりますが、約 370 万円の増額となっております。以上で限度額改定に関する資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○内田会長

それでは、これより審議に入ります。ただいまの説明について、ご質問等ございますか。

ざっくり説明されてもなかなかわからない部分もあるとは思いますが、それでは、国側の施行令の一部を改正した根拠をもしよろしければ説明していただけますか。

○事務局（新岡課長）

国におきましては、国民健康保険の賦課限度額なんですけど、一般的な被用者保険の賦課限度額との比較をこの間行ってきておりまして、被用者保険の方はかなり高い賦課限度額となっております。それに出来るだけ国民健康保険も公平性の観点から近づけるという方向性を打ち出しまして、今回は後期高齢

者支援金分、介護納付金分の2万円をそれぞれ引き上げるというような方針を固めて法改正を行ってきているところです。

○辻副会長

先程説明いただいた管内他市の国民健康保険料賦課限度額というのがあって、恵庭や北広島は26年度は一応見送って27年度からというような形になっていますが、この考え方などはお聞きになっているのでしょうか。

○事務局（新岡課長）

これにつきましては、資料の各市の名前の横に「料」と「税」という表記がございます。料については、厚生労働省の政令の改正を受けまして、告示行為で料金改定を行うことができます。税につきましては議会の承認、議会提案が必要となりますので、法律の施行を受けてから、このようにどこの自治体も審議会の審議、答申をいただいて、それから議会提案を行って、条例改正をしていくという形になりますので、1年遅れで改定を行うような形になってございます。

○長瀬委員

被用者保険の話が出ましたけれども、今現在被用者保険の最高限度の標準報酬月額というのは121万円で頭打ちになっています。121万円の月額に対して、全国の協会けんぽで確認しましたら10%くらいの毎月の保険料で、事業主が半分負担しますから、121万の12万の半分で自己負担が6万くらいで、年間でいけば72万くらい、それに賞与にも保険料がかかりますので、今回81万円に最高限度を上げたとしても、そんなに被用者保険の被保険者と負担は変わらないのかなと、財政も非常に厳しいということが分かっていきますので、他市と並んで81万円に上げることにについて私は賛成します。

○我妻委員

後期高齢者と介護と2万円ずつ上がるわけなんですけど、資料1の一番最初のページの所得割のパーセントが2%とか2.1%とか、そのところが変わるのですか？

○事務局（新岡課長）

税率の方は現状のままで、所得に応じて人数にもよりますが税額計算されますので、その上限額を大きくするという形の改正になります。

○我妻委員

所得が増えればその上限額に近づくわけですね。所得がそんなに増えていかない状況だったら、別段限度額を上げなくてもそこまでいかないわけですね。

○事務局（新岡課長）

所得の低い方は該当しないです。

○我妻委員

どんどん所得が上がっている人がちょっと関係あると。税率が変わっていないのであれば、ただ上限を上げたということだけなのですね。だから最後のページの影響額、石狩市で限度額を2万円上げて370万が増えるという計算になっているわけですね。

○事務局（新岡課長）

対象となる方は、これは当初課税の状況で確認したものですけれども、今年の課税状況であれば151世帯の方が該当して、税収として増える部分は370万円程度になるだろうという試算をしております。

○我妻委員

所得が増えていない人には影響はないということですね。

○事務局（新岡課長）

そうですね。そこまで課税額が至らない方にとっては全く影響のない改正ということになります。

○我妻委員

はい。わかりました。

○清水委員

この表を見たら 400 万以上の方が引っ掛かってくる可能性があるということなのですね。

○事務局（新潟課長）

はい、そうなります。ちなみに標準的な世帯でイメージを申し上げますと、新たな限度額に達する標準的な世帯では、40 代のご夫婦と子ども 2 人という 4 人世帯で計算しますと、所得が 569 万円、給与収入に換算しますと 765 万円の収入ということになりますので、収入的にもかなり高い方が対象になります。ただ世帯の人数が多い場合は、それよりも低い所得でも限度額に達するケースもございます。

○内田会長

他に質問等がないようでしたら、審議については、これで終了したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ないようですので、事務局からこの諮問案件の取り扱いについて、何かございますか。

○事務局（新潟課長）

本日、諮問を受けご審議いただきました「国民健康保険税の賦課限度額の改定について」の答申書につきましては、本日のご意見等を含めまして、会長に御一任とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○内田会長

では、特に意見がないようですので、私に一任していただく形で、委員の皆様のご意見等に十分配慮させていただき、それを答申書に反映させる形で、市長へ答申書を手渡したいと思います。答申書の内容については、市長へ提出した後に、委員の皆様へ事務局から送付いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、次の議事に入りたいと思います。

会議次第「7. 議題」の「(1) 平成 25 年度石狩市国民健康保険事業決算見込み」につきまして、事務局から報告願います。

○事務局（青山主査）

～報告～

・平成 25 年度石狩市国民健康保険事業決算見込みについて

国保担当の青山です。私の方から、平成 25 年度の決算見込みについてご説明いたします。詳しい決算状況は、別冊でお配りしております「石狩市の国保」を後ほどご覧いただければと思いますので、本日はお手元の「資料 2、平成 25 年度石狩市国民健康保険事業特別会計決算の概要」の方で説明をさせていただきます。なお、議会での決算認定前であることから、本日は決算見込みという言い方をさせていただきますので、ご了承願います。

まず 1 ページ目は、収支の状況です。25 年度の歳入合計額は、76 億 1,059 万 2 千円で、24 年度と比較すると 1 億 1,241 万 7 千円の減、1.5%の減となっております。歳出合計は 84 億 4,013 万 4 千円で、24 年度と比較して 1 億 3,970 万 8 千円、1.7%の増となっております。

歳入合計から歳出合計を差し引いた収支は、8 億 2,954 万 2 千円の赤字となっており、この赤字額が年度末時点における累積赤字額となります。

25 年度の単年度収支はマイナス 2 億 5,212 万 5 千円となり、24 年度と比較すると赤字が増えた形となっています。この要因といたしましては、歳出では、高齢化の進展に伴い後期高齢者支援金や介護納付金が増加したこと、また、歳入では、国や道の支出金が減少したこと、さらには、共同事業において、拠出金額が交付金額を上回る拠出超過となったことなどにより、歳入環境が大きく悪化したことなどが要因として挙げられます。

また、歳出合計欄の一つ上に、「前年度繰上充用金」という項目があります。赤字決算とならないよう、会計上、翌年度の予算から支出し、収支不足に充てているものですが、25 年度の前年度繰上充用金 5 億 7,741 万 7 千円は、24 年度の収支不足である、マイナス 5 億 7,741 万 7 千円に充てたものとなっております。この前年度繰上充用金を除いた 25 年度の単年度収支がマイナス 2 億 5,212 万 5 千円ということになりますが、この中には一般会計からの赤字補てん分の繰入が含まれております。

資料 3 ページをご欄いただきたいと存じます。3 ページの下の方に「繰入金の内訳」という表を載せておりますが、この中の「法定外繰入」の「赤字補てん分」という欄の数字が一般会計からの赤字補てん分の繰入です。25 年度では、約 1 億 3,500 万円の赤字補てんを受けております。

それでは、資料 1 ページの方に戻っていただきまして、先程の一般会計からの赤字補てん分約 1 億 3,500 万円と前年度繰上充用金を除いた単年度収支というのが、1 ページの一番下の欄となっており、25 年度は 3 億 8,750 万 8 千円の赤字ということになります。24 年度と比較すると 1 億 1,641 万 6 千円の悪化となっております。

次に、科目別の決算見込みの報告をいたします。資料 2 ページ、「歳入の状況」をご覧ください。

まず初めに国民健康保険税の状況です。国民健康保険税の 25 年度決算見込額は、14 億 4,943 万 9 千円で、ほぼ前年度と同額となっております。「国民健康保険税の内訳」と下の方に「収納率」という表を掲載しておりますが、現年課税分、上の表で言いますと、「一般被保険者分のうち現年課税分」、それと、「退職被保険者分のうち現年課税分」の合計が、下の収納率の表の平成 25 年度収納額 13 億 4,889 万 4 千円となり、収納率は 91.0%となっております。24 年度と比較して 0.7%の増となりました。また、滞納繰越分は、一般被保険者分と退職被保険者分を合わせて 1 億 54 万 5 千円で、収納率は 10.9%となっており、24 年度と比較して 0.6%の増となっております。

次に 3 ページに進みまして、療養給付費等負担金などの国庫支出金の 25 年度決算見込額は、前年度比 2 億 5,170 万 1 千円減の 17 億 3,490 万 3 千円、

次に、療養給付費等交付金は、前年度比 3,245 万 7 千円増の 5 億 3,438 万 2 千円、

次に、前期高齢者交付金は、前年度比 4 億 9,473 万 1 千円増の 20 億 3,829 万円、

次に、道支出金は、前年度比 4,951 万 3 千円減の 3 億 8,532 万 1 千円、

次に、共同事業交付金は、前年度比 1 億 7,053 万 6 千円減の 8 億 3,499 万 1 千円、

次に、繰入金は、前年度比 1 億 6,570 万 4 千円減の 6 億 1,358 万 6 千円、

最後に、諸収入は、前年度比 192 万 6 千円増の 1,968 万円となっております。

続きまして、資料 4 ページ「歳出の状況」をご覧ください。総務費の 25 年度決算見込額は、1 億 6,712 万 1 千円です。その内訳といたしましては、主に事務費や人件費が挙げられますが、最後の「医療費適正化特別対策費」1,707 万 9 千円の具体的な事業内容につきまして幾つか補足説明をさせていただきます。

はじめに、医療費通知の送付です。自分がどのくらい病院にかかっているかを再確認してもらうことを目的に、圧縮ハガキ形式のものを 2 か月に 1 度、年 6 回送付いたしました。

次に、診療報酬明細書、レセプトと呼んでおりますが、専門の業者にレセプト及び柔道整復師施術療養費支給申請書の点検を委託しました。レセプト点検の委託は 23 年度から、療養費支給申請書の点検につきましては、24 年度から実施しており、25 年度については、それぞれ 12 回実施しております。

それから、ジェネリック医薬品の利用促進ということで、利用促進シールを保険証更新時に被保険者全員へ送付しました。また、こちらは抽出であります。ジェネリック医薬品に切替えた場合、月 500 円以上薬代が安くなる可能性があるという方に差額通知を送付しております。

続きまして、資料 5 ページをご覧ください。保険給付費の状況になります。保険給付費の決算見込額は、52 億 694 万 1 千円で、前年度比 2,999 万 8 千円の減、0.6%の減少となりました。主に被保険者数の減少などが要因であると考えています。

次に、後期高齢者支援金は、前年度比 8,315 万 2 千円の増の 9 億 5,261 万 8 千円となり、以下、前期高齢者納付金 102 万 3 千円、老人保健拠出金 3 万 3 千円、介護納付金 3 億 9,736 万 1 千円、共同事業拠出金 9 億 6,988 万円となっております。

次に資料 6 ページ、保健事業費をご覧ください。保健事業費の決算見込額は前年度比 981 万 6 千円増の 4,196 万 2 千円で、うち、特定健康診査等事業費が 1,713 万 6 千円、特定保健指導事業費が 56 万 5 千円、ドック助成事業などの疾病予防費が 2,426 万 1 千円となっております。

特定健診の受診率につきましては、平成 24 年度の受診率は 17.1%、平成 25 年度の受診率は、8 月末時点の速報値ではありますが、20.2%となる見込みです。約 3%増加しましたが、この要因としては、平成 25 年度から特定健診の自己負担額を、住民税課税の方は、これまでの 1,800 円から 600 円へ、また住民税非課税の方はこれまでの 600 円から無料へ見直したこと、さらには、前年度に引き続き未受診者の方へ受診勧奨通知を実施したこと、また、25 年度は、脳ドックの助成を 600 人から 700 人へ増やしたことなども受診率向上の要因であると考えています。

6 ページの下段の「ドック検査費用の一部助成」についてですが、例年に引き続き、脳ドック及び人間ドックの助成事業を行っております。検診に掛かる費用のうち、本人負担 5,000 円で、残りの部分を国保が負担するというものですが、ドックの検査項目に特定健診の必須項目を入れることで、特定健診の受診者数に含めることができますので、この事業も特定健診の受診率向上策の一つであると考えております。

最後に、資料 7 ページですが、資金不足を補うため、金融機関から借入れを行っている一時借入金の利子に相当します、公債費が前年度比 38 万 9 千円減の 85 万 7 千円、国庫支出金の返還などの諸支出金が前年度比 4,026 万 9 千円増の 1 億 2,492 万 1 千円、そして、先程ご説明した 24 年度の収支不足に充てた、前年度繰上充用金が前年度比 3,117 万 9 千円減の 5 億 7,741 万 7 千円となっております。私からの説明は、以上です。

○内田会長

ただいまの報告について、何かご質問等はございますか。

○長瀬委員

収納率の関係ですけど、他市と比べてどうなのでしょう。現年度で 91.0、過年度で 10.9 ということですけれども、高い方なのでしょう。

○事務局（新岡課長）

本市の収納率は管内の他市と比べて低い状況でございます。

○長瀬委員

ちなみに不納欠損額はどれくらいになるのでしょうか。

○事務局（東課長）

納税課長の東と申します。不納欠損額につきましては、平成 25 年度におきましては約 4,200 万円ほどを不納欠損としております。

○長瀬委員

大きい額ですね。時効中断などをしてもできないということですね。

○事務局（東課長）

具体的には時効中断の手続きとしまして、分割納付と言いまして、本来の納期限よりも延長しまして何とか納めていただくという手法を取りましたり、また税という性格がございますので、納期限が遅れましたら最終的には滞納処分、差押え、こういった手続きを経ましても時効中断措置がなされます。また税におきましては、徴収不能と認められましたら債権放棄手続きが取れます。執行停止という税の手続きなのですが、そういったものも含めまして、先程申し上げました約 4,200 万円ほど不納欠損が生じたという状況でございます。

○長瀬委員

どこの保険者も大変だとは思いますが、時効中断措置などを取って、不納欠損しないということが大事なかなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○内田会長

収納率はやっと複数年続いて 90%を超えましたね。やっとその状態をクリア出来ているという、石狩市は非常に厳しい状態ですね。あと、保険給付費の減少が被保険者の減少というのは寂しい話ですね。ここは札幌の病院が多いですから、どうしても保険給付費が増えるところなんですけど、何で減少したのかというのが被保険者数の減少というのは何か努力によらないところというか。あとは一般会計からの繰入れがどんどん期待できなくなってきたところが苦しいですね。

他に何か質問等ございますか。特にないようでしたら、よろしければこれで質問を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。では、これで「(1) 平成 25 年度石狩市国民健康保険事業決算見込み」についての報告と質疑を終わります。そのほかに、事務局から何かございますか。

○事務局（新岡課長）

次回の会議の開催時期について申し上げます。先程部長挨拶でも申し上げましたが、現在、平成 27 年度からの新たな国保経営健全化計画の策定に取り組んでおりまして、本協議会への諮問案件となりますことから、ご審議をお願いしたいと存じます。時期的には、12 月～年明け 1 月頃になろうかと考えておりますが、詳細な日程等につきましては、今後、内田会長とご相談をさせていただきまして、また、あらためて委員の皆様にご案内をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。事務局からは以上です。

○内田会長

それでは、これにて平成 26 年度第 1 回石狩市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会（20：00）

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年10月8日

会 長 内 田 博

署名委員 寺尾 桂子

署名委員 奥山 勲司

- 石狩市国民健康保険運営協議会の議事録作成について
「市民の声を活かす条例」に基づく「審議会等のガイドライン（平成18年5月24日制定）
〈現在、「市民参加手続運用マニュアル2008（H20.7月）」の「審議会マニュアル」〉」
の運用について、平成18年度第1回石狩市国民健康保険運営協議会において運営協議会
議事録作成ルールを確認している。

（内容）議事録作成については、諮問案件がある場合について議事録作成するものとし、
それ以外については要点筆記により協議内容を作成する。